1 下水道使用料の料金表(共同住宅用)

さいたま市下水道使用料 料金表(1か月)

汚水種別	単価区分		単価 (税込)
共同住宅 用	基本使用料		719.28円
			に世帯数を乗じ
			て得た額
		1 m³から10 m³に世帯数を乗じて得た水量までの分	18.36円
		10㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え30㎡に	151.20円
	従量使用料	世帯数を乗じて得た水量までの分	
	(1 m³につき)	30㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え50㎡に	187.92円
		世帯数を乗じて得た水量までの分	
		50m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え	235.44円
		100㎡に世帯数を乗じて得た水量までの分	
		100㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え	293.76円
		200㎡に世帯数を乗じて得た水量までの分	
		200㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え	321.84円
		500㎡に世帯数を乗じて得た水量までの分	
		500㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え	380.16円
		1,000㎡に世帯数を乗じて得た水量までの分	
		1,000㎡に世帯数を乗じて得た水量を超え	415 900
		5,000㎡に世帯数を乗じて得た水量までの分	415.80円
		5,000㎡に世帯数を乗じて得た水量を超える分	446.04円

[※]共同住宅用とは給水装置の用途が共同住宅扱いとなっているものに適用する。

2 共同住宅の計算例

(1) 設定

使用月分 7-8月分 世帯数 5世帯 汚水排水量 401㎡

(2) 各月の汚水排水量を算出します。

ア 401 $m^3 \div 2$ か月 = 200. 5 m^3

イ 古い月分を切り上げ、新しい月分を切り捨ててください。

ウ 7月分 201㎡

8月分 200 m3

(3) 7月分の料金計算方法

ア 料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料 <u>3,596.40円</u> ※719.28円×5世帯 従量使用料

- 1 ㎡から50 ㎡までの分 918.00円
 - % (5 0 m³ − 0 m³) × 1 8. 3 6 \boxplus
- 50㎡を超え150㎡までの分 <u>15,120.00円</u>
 - % (150 m^3 -50 m^3) ×151.20円
- 150㎡を超え201㎡までの分 9,583.92円
 - % (2 0 1 m³ − 1 5 0 m³) × 1 8 7. 9 2 円
- イ 基本使用料と従量使用料を合算し、端数処理(1円未満を切捨て)後、 金額を確定します。
 - 7月分 3,596.40円+918.00円 +15,120.00円+9,583.92円 =29,218.32円 1円未満を端数処理 29,218円

(4) 8月分の料金計算方法

ア料金表をもとに、基本料金及び従量料金を計算します。

基本使用料 3,596.40円

※719.28円×5世帯

従量使用料

- 1 ㎡から50 ㎡までの分 918.00円
 - % (50 m³ 0 m³) × 18. 36円
- 50㎡を超え150㎡までの分 15,120.00円
 - \times (1 5 0 m³ 5 0 m³) × 1 5 1. 2 0 \square
- 150㎡を超え200㎡までの分 9,396.00円
 - ※ $(200 \text{ m}^3 150 \text{ m}^3) \times 187.92$ 円
- イ 基本使用料と従量使用料を合算し、端数処理(1円未満を切捨て)後、 金額を確定します。
 - 8月分 3,596.40円+918.00円 +15,120.00円+9,396.00円 =29,030.40円 1円未満を端数処理 29,030円
- (5)請求金額を確定します。
 - 29, 218円 (7月分) + 29, 030円 (8月分) = **58, 248**円